

与信業務に関する基本方針

当組合は、農業を営む組合員を基本構成員とする協同組織として、金融事業においては組合員に金融上の便益を提供することによって、組合員の経済的・社会的地位の向上を図るとともに、地域金融機関として地域社会の活性化等に資するという使命をもっている。

これら使命を遂行するため、当組合は組合員等利用者の金融ニーズに応え、安定性・健全性を維持しつつ、農業関連産業及び地域への資金の供給をはじめ農業・地域の発展の寄与するとともに、収益を組合員へ還元することを重要な役割として担っている。

こうした基本的使命・役割を踏まえると、当組合における与信業務が果たす役割は極めて重要であり、その適切な業務の遂行が求められるところである。こうした中で、農業専門金融機関及び地域金融機関としての公共性と社会的責任を強く認識し、ここに貸出をはじめとする与信業務に関する基本方針を定めるものである。

1. 農協法はもちろんのこと、関連する法令等や当組合内諸規定を厳守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。
2. 当組合は「地域密着」を経営の基本理念として掲げており、主として組合員及び地域の個人・法人を対象とし、常に地域社会への貢献を心掛けた与信を行います。
3. 当組合の公共性と社会的責任を認識し、取引先と相互の成長発展に寄与する効果的な与信を行います。
4. 与信業務には常に信用リスクが内包されていることを認識し、自己責任において、健全性と適切性を確保し与信を行います。
5. 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行います。
6. 当組合の客観性のある財務諸表を作成するため適切な資産査定を実施し、資産の状況を的確に把握し与信を行います。
7. 当組合では、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とした与信を行います。
8. 当組合の行う貸出業務の原資は、組合員の貯金であり貸倒によって貯金者に損害を及ぼすことは厳に避けなければなりません。よって与信に際しては静岡県農業信用基金協会等の保証をつけることを要件とします。

平成24年1月

三方原開拓農業協同組合